

道路法（昭和27年法律第180号）道路法第10条第1項の規定に基づき、別紙の市道路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、飯塚市役所都市建設部土木管理課及び各支所経済建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

飯塚市長      武   井   政   一